

青森県報

第八百五十八号

令和六年
十二月二十七日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一

告 示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(県民活躍推進課) ……一

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二

○介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) ……二

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

○青森県下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取
り扱う金融機関の指定の一部改正……………(都市計画課) ……三

選挙管理委員会

○青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書
の要旨の一部訂正……………(事務局) ……三

公営企業

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……五

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規
程……………(病院総務課) ……五

○青森県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り

規 則

扱う金融機関の指定の廃止……………(経理院) ……六

○青森県病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り
扱う金融機関の指定の一部改正……………(同) ……六

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院総務課) ……六

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十七号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正す
る。

第百八十六条第一項中「株式会社青森銀行」を「株式会社青森みちのく銀行」に改
める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百七十三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
一三六一	書籍	江戸の不倫は死の香り② ISBN九七八一四八四五八一 六六七七一〇	株式会社リイ ド社	第十二条第一 項第一号及び 第二号
一三六二		脱法テイマーの 成り上がり冒険譚④ ISBN九七八一四八六七二六 一四九八一三	株式会社マイ クロマガジン 社	第十二条第一 項第一号
一三六三		芸能アイドルやバブすぎ黒歴史 想像を超える痴態SP ISBN九七八一四八六七二一四 一三三三一	株式会社ブレ インハウス	

青森県告示第六百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	短期入所 生活介護	三沢老人 ホーム 三沢市大字三沢 八字園沢一五六の 八	令和 六・三・二〇

青森県告示第六百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	介護予 防	三沢老人 ホーム 三沢市大字三沢 八字園沢一五六の 八	令和 六・三・二〇

青森県告示第六百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	介護予 防	三沢老人 ホーム 三沢市大字三沢 八字園沢一五六の 八	令和 六・三・二〇

青森県告示第六百七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡佐井村大字佐井字磯谷八の一 福 田 猛 美	佐井村第四区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字磯谷の区域	小型定置漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二三の四 金 沢 義 彦	外ヶ浜第三区域 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館舟岡、字平館磯山の区域	小型定置漁業及び底建網漁業、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として簗漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二三七 木 浪 達 義		

青森県告示第六百七十八号

令和二年三月三十日青森県告示第二百六十七号（青森県下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表中「株式会社青森銀行」を「株式会社青森みちのく銀行」に改める。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十二号

令和六年四月十九日青森県選挙管理委員会告示第二十六号（青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和六年十二月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙（青森市選挙区）の候補者氏名花田栄介の第1回分の表中

「 収 入
主たる寄附

（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）
自由民主党青森県支部連合会	政党	300,000 円
青森県医師連盟	政治団体	200,000
花田 公仁	会社社長	200,000
柴田 久喜	会社員	90,000
齋藤 晴彦	行政書士	90,000
梅原 茂	無職	90,000
福田 孝平	無職	90,000
齋藤 純一	無職	90,000
松江 清信	無職	90,000
大黒 映子	無職	90,000
柳谷 民江	無職	90,000
梅原 久美子	無職	90,000
嶋中 恵子	無職	90,000
中村 寿美子	無職	90,000

その他の寄附	0件	0
その他の収入		2,000,000
今回計		3,690,000
前回計		0
総計		3,690,000

「 収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円

自由民主党青森県支部連合会	政党	300,000
花田 公仁	会社社長	200,000
柴田 久喜	会社員	90,000
齋藤 晴彦	行政書士	90,000
梅原 茂	無職	90,000
福田 孝平	無職	90,000
齋藤 純一	無職	90,000
松江 清信	無職	90,000
大黒 映子	無職	90,000
柳谷 民江	無職	90,000
梅原 久美子	無職	90,000
嶋中 恵子	無職	90,000
中村 寿美子	無職	90,000
その他の寄附	0件	0
その他の収入		2,000,000
今回計		3,490,000
前回計		0
総計		3,490,000

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙(五所川原市選挙区)の候補者氏名欄引ユキ子の第1回分の表中

「 収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円

自由民主党青森県支部連合会	政党	300,000
その他の寄附	6件	30,000
その他の収入		1,500,000
今回計		1,830,000
前回計		0
総計		1,830,000

「 収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円

自由民主党青森県支部連合会	政党	300,000
青森県宅建政治連盟	政治団体	50,000
その他の寄附	6件	30,000
その他の収入		1,500,000
今回計		1,880,000
前回計		0
総計		1,880,000

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙(五所川原市選挙区)の候補者氏名欄引ユキ子の第2回分の表中

「 収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円

その他の寄附	0件	0
--------	----	---

その他の収入
 今回計 0
 前回計 1,830,000
 総計 1,830,000」

「収入
 主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

0件

に訂正する。

その他の寄附
 その他の収入

今回計

0

前回計

1,880,000

総計

1,880,000」

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第五十条関係)

出納取扱金融機関

株式会社青森みちのく銀行 青森市橋本一丁目

第二十七号様式(2)中「株式会社 青森銀行」や「株式会社青森みちのく銀行」に改め、同(2)中「株式会社 青森銀行 店」や「株式会社 青森みちのく銀行 店」に改める。

第三十号様式(2)中「株式会社 青森銀行 店」や「株式会社 青森みちのく銀行 店」に改める。

第四十一号様式(表)中「青森銀行 支店」に改める。

附 則
 1 この規定は、令和七年一月一日から施行する。

2 改正前の青森県公営企業財務規程により調製した納入通知書・領収証書、領収済通知書及び県費送金通知書で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができるとができる。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第九号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「五万九千九百円」を「六万七千円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程

の規定は、令和六年四月一日から適用する。

青森県病院事業告示第四号

平成二十七年五月二十九日青森県病院事業告示第四号（青森県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱う金融機関の指定）は、令和六年十二月三十一日限り、廃止する。

令和六年十二月二十七日

青森県病院事業管理者 大山 力

青森県病院事業告示第五号

平成十九年四月一日青森県病院事業告示第一号（青森県病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

青森県病院事業管理者 大山 力

表中

「株式会社青森銀行 一 青森市橋本二丁目九」を

「株式会社青森みちのく銀行 一 青森市橋本二丁目九の三〇」に改める。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十二月二十七日

青森県病院事業管理者 大山 力

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十六万八千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年十一月二十七日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 九十四円八十二銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年二月十三日

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭